

◇財政・健全化判断比率用語集

1 財政関係

形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額
実質収支	形式収支から、翌年度へ繰り越した事業の財源として収入済みの歳入額を控除した、実質的な決算。地方公共団体の黒字（赤字）は、これにより判断される。
単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支（前年度までの決算剰余金）を差し引いた、当該年度だけの収支額
実質単年度収支	単年度収支に含まれる実質的な黒字要素である財政基金積立金や赤字要素である財政基金取崩額を控除した額
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額
経常収支比率	<p>県税、普通交付税などの経常的な一般財源収入のうち、人件費や施設維持費などの経常的経費に充当された一般財源の割合。数値が低いほど財政の弾力性が高いことを示す。</p> <p>○経常経費充当一般財源／経常一般財源総額</p>
普通会計	一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を1つの会計としてまとめたもの
公営事業会計	公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計
一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの
特別会計	一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処置するための会計
臨時財政対策債	地方一般財源の不足を補填するために、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債（地方公共団体が借入れ、後年度の償還費について全額地方交付税に算入される。）

2 健全化判断比率関係

実質赤字比率	<p>一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、早期健全化基準は標準財政規模に応じて11.25%～15.0%、財政再生基準は20%である。</p> <p>○一般会計等の実質赤字額／標準財政規模</p>
連結実質赤字比率	<p>全会計における実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、早期健全化基準は標準財政規模に応じて16.25%～20.0%、財政再生基準は30%である。</p> <p>○ $\{(A+B)-(C+D)\} / \text{標準財政規模}$ A＝一般会計等のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 B＝公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額 C＝一般会計等のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 D＝公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金剰余額の合計額</p>
実質公債費比率	<p>公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と、許可を要する団体の判定に用いられるもの。18%以上となる団体については、起債に当たり許可が必要となる。また、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%である。</p> <p>○ $\{(A+B+C)-(D+E)\} / (F-E)$ の3か年平均 A＝当該年度の元利償還額（繰上償還分は除く） B＝準元利償還金（公営企業への繰入金、債務負担行為のうち公債費に準ずるもの等） C＝減債基金積立不足に対する加算（※） D＝元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源 E＝ ” ” に対する基準財政需要額算入分 F＝標準財政規模（含む、臨時財政対策債発行可能額） （※）減債基金積立不足に対する加算 $a \times (1 - b / c)$ a＝満期到来時における実質償還額（満期一括償還地方債） b＝前年度末減債基金残高 c＝前年度末あるべき減債基金残高</p>
将来負担比率	<p>一般会計等が将来負担することが見込まれる実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、早期健全化基準は350%である。</p> <p>○ $\{(A)-(B)\} / \text{標準財政規模}$ A（将来負担額）の内容 ① 一般会計等の地方債現在高 ② 債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもののみ） ③ 一般会計等以外の会計における地方債の元金償還に充てるための繰出見込額 ④ 加入する組合等における地方債の元金償還に必要な負担見込額 ⑤ 一般会計等が負担する退職手当支給予定額 ⑥ 設立した法人の負債の額等、その者のために債務を負担している場合の負担見込額（公社、第3セクター等の損失補償額等及び制度融資等の損失補償額） ⑦ 連結実質赤字額 ⑧ 組合等の連結実質赤字額のうち、一般会計等の負担見込額</p>
資金不足比率	<p>公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率資金不足額</p> <p>○ $(A) / \text{事業の規模}$ ※A資金不足額の内容 ① 法適用企業 （流動負債＋資金手当債等残高－流動資産）－解消可能資金不足額（※※） ② 法非適用企業 実質赤字額＋資金手当債等残高－解消可能資金不足額（※※） ※※解消可能資金不足額 事業の性質上、一定の期間、構造的に資金不足が発生する場合に、資金不足額から控除する一定の額</p>